4　安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

客員弁護士　二本松 利忠

第1　親子交流（面会交流）の見直しの趣旨

父母が婚姻中に別居したり離婚したとしても、安全・安心な形で適切に親子の交流が図られることは、子の健全な成長のためにとても重要なことです。しかし、現実には、離婚時等に別居親と子との交流を父母間で取り決める割合は必ずしも高くなく、取り決めたとしても、その後、交流が中断してしまう例も少なくありません。このようなことから、今回、安全・安心を図りながら適切な親子の交流を実現するための法改正が行われました。

なお、現行民法は、親子の交流について、民法766条1項で「父又は母と子との面会及びその他の交流」と規定しているのみで、それ以上に交流の具体的方法について定めてはいませんが、親子が直接会って交流する方法のほか、ビデオ通話や電話を通じての交流、子の写真、録画、手紙等の交付など、様々な交流の方法が認められています。今回の改正でも、親子の交流の具体的方法について特に規定は設けられませんでしたが、今までと同様、状況に応じて様々な交流の方法が認められることになります。

また、父又は母と子との交流は、一般的に「面会交流」と呼ばれてきましたが、上記のとおり対面以外の交流も認められており、改正民法766条1項が「父又は母と子との交流」と規定したこともあって、今後は、父母と子との交流は「親子交流」と呼ばれることになります。

第2　婚姻中別居の場面における親子交流

1　改正の趣旨

現行民法には、婚姻中の父母が別居した際の親子の交流に関する明文の規定はありません。しかし、父母が別居に至った場合においても、適切な形で親子の交流の継続が図られることが子の利益を確保するという観点から重要です。このようなことから、現行民法の下でも、親子の交流が認められています（離婚後の親子の交流に関する現行民法766条1項の類推適用）。改正民法は、婚姻中別居の場面における親子交流の重要性に鑑み、明文の規定を設けました。

2　新設規定の概要

婚姻中別居の場合の親子交流について、離婚後の親子交流の場合と同様、①交流に関する必要な事項は父母の協議によって定めること、②父母の協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所の審判等によって定めること、③①や②に当たっては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないこと、とされました（改正民法817条の13）。

第3　親子交流の試行的実施

1　改正の趣旨

従前から、親子の交流に関して父母の協議が調わない場合には、家庭裁判所の調停や審判によってその定めがされていますが、手続に時間がかかり、交流に空白期間が生じて親子の交流が困難になる可能性があることや、父母や子の状況を踏まえ、早期に適切な交流の在り方を検討する必要があるため、親子の交流を試行的に実施し、その状況等を把握して協議の調整や判断の資料とすることがあります（なお、稀ではありますが、当事者間で協議して、家庭裁判所が関与しない形で試行的な親子の交流が行われることもあります。）。しかし、この試行的な親子の交流は、裁判実務上の運用として行われるもので、その実施の要件や方法等について明文の根拠規定を欠くものでした。

そこで、今回の改正では、以下のとおり、親子交流の状況等をその後の調整や判断の資料とすることを目的として、当事者に対し、家庭裁判所が親子交流の試行的実施を促すことができる仕組みを設けました。

2　親子交流の試行的実施の要件

家庭裁判所は、①子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、②事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、親子交流の試行的実施を促すことができます（改正家事法152条の3）。調停事件や離婚訴訟の附帯処分でも同様です（改正家事法258条3項、改正人訴法34条の4）。

①に関しては、例えば、1）子への虐待のおそれがある場合、2）子への直接的な暴力等のおそれはなくても、別居親からの同居親に対するDVにより同居親の安全・安心が脅かされ、そのために子の心身に悪影響を及ぼすおそれがある場合などは、子の心身

の状態に照らして相当でないと認める事情がないとはいえないと考えられます。

試行的実施を促すための要件として、父母双方の承諾があることは要求されていません。しかし、父母の関係が良好でなく、試行的実施をさせることによって、子が父母の葛藤にさらされ、子の心身の状態に悪影響が及ぶ場合などは、試行的実施の要件を満たさないと考えられます。

また、試行的実施を促すための要件として、子の同意があることも要求されていません。しかし、子の意思は「子の心身の状態」を示す要素となることから、家庭裁判所が試行的実施を促すかどうかについて判断する際、子の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮することになると考えられます。

3　試行的実施に当たっての条件の定め

家庭裁判所は、親子交流の試行的実施を促す際、実施の条件（交流の日時、場所、方法、家庭裁判所調査官等の立会いなど）や、当事者の約束事項（子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することなど）を定めることができます（改正家事法152条の3第2項）。

なお、交流の場所は家庭裁判所に限定されておらず、裁判所以外の施設等で行うことも可能ですし、家庭裁判所調査官が立ち合わない交流（例えば、当事者だけで行ったり、親子交流支援団体の支援を得て行う交流など）の試行も想定されています。

4　試行的実施の結果の報告等

家庭裁判所が当事者に親子交流の試行的実施を促すに当たり、家庭裁判所調査官の立会いを条件として定めた場合は、その試行的実施の状況は、家庭裁判所調査官による調査（現行家事法58条）として報告され、その後の調整や判断の資料となります。

また、家庭裁判所は、当事者に対し、その結果の報告を求めることができ（改正家事法152条の3第3項）、この当事者からの報告も、その後の調整や判断の資料となります。

なお、試行的実施を促されたにもかかわらず、これが実施されなかった場合、当事者は、家庭裁判所の求めに応じて、その理由を説明する必要があります。家庭裁判所は、当事者からの説明を踏まえて、必要に応じてさらに調査や調整を行うことになりますが、改めて試行的実施が促される場合もあると考えられます。

第4　父母以外の親族（祖父母等）と子との交流

1　改正の趣旨

現行民法には父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する明文の規定がなく、父母の協議によって交流が行われる場合はともかく、父母以外の親族は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子との交流について定める審判を申し立てることはできないとされています（最高裁令3.3.29決定・集民265号113頁参照）。

しかし、例えば、父母以外の親族が子と長年にわたって親子関係に準じた親密な関係を形成してきたような場合など、父母の別居後、父母以外の親族と子との交流を継続することが子の利益の観点から望ましい場合があると考えられます。そこで、改正法は、一定範囲の親族と子との交流を認める規定を新設しました。

2　新設規定の概要

家庭裁判所は、「子の利益のために特に必要があると認めるとき」は、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができることとされました。なお、この要件は、あくまでも父母の協議が調わない場合において家庭裁判所が審判をするときの要件であり、父母間の協議によって父母以外の親族と子との交流についての定めをすることができる場合を制限するものではありません。

子が父母以外の親族と交流するかどうかを決めるのは、原則として父母になります。父母以外の親族で自ら申立てができるのは、①子の直系尊属（祖父母、曾祖父母等）、②子の兄弟姉妹、③それ以外の親族で過去にその子を監護していた者です。そして、申立てができるのは、「他に適当な方法がないとき」（すなわち、父母による申立てができない合理的な理由があるとき）、例えば、父母の一方が死亡していたり、行方不明である等の事情によって父母間の協議や父母の一方による申立てが期待しがたい場合に限られています（改正民法766条の2第1項等）。このように父母以外の親族と子との交流について要件を厳しくしているのは、父母以外の親族の介入（潜在的紛争当事者の増加）により父母間の紛争が複雑化したり感情的な対立が激化したりすることがあり、子の利益を害する場合が生じかねないことが考慮されたからです。

なお、婚姻中に別居した場合においても、父母以外の親族と子との交流が認められます（改正民法817条の13）。